

## 障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）について

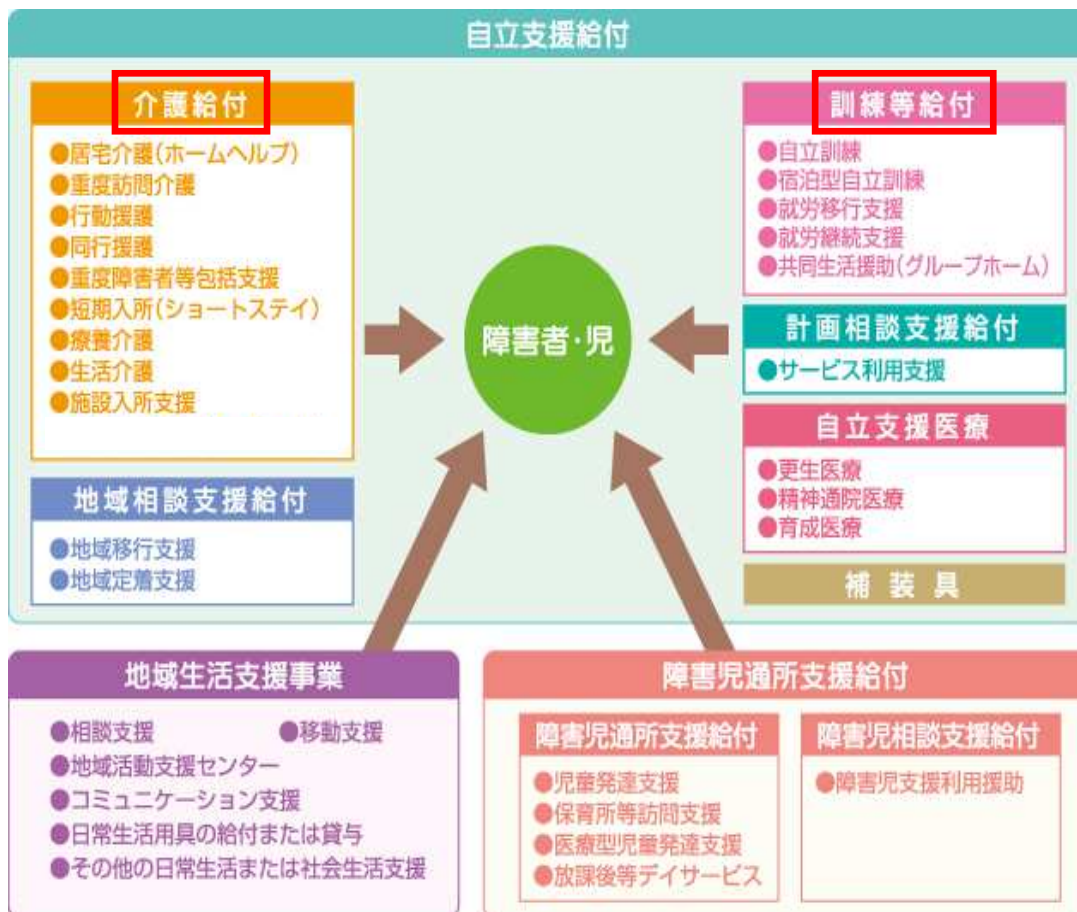
### ① 共通の仕組み

平成25年4月から障害者総合支援法が施行され、従来の障害者（身体障害・知的障害・精神障害）に加え、身体障害者手帳をお持ちでない難病等の方々も、必要とされる障害福祉サービスを利用出来ることになりました。

「自立支援給付」を中心に、障害の種類をこえた共通のサービスを提供し、地域での自立と安心をサポートします。

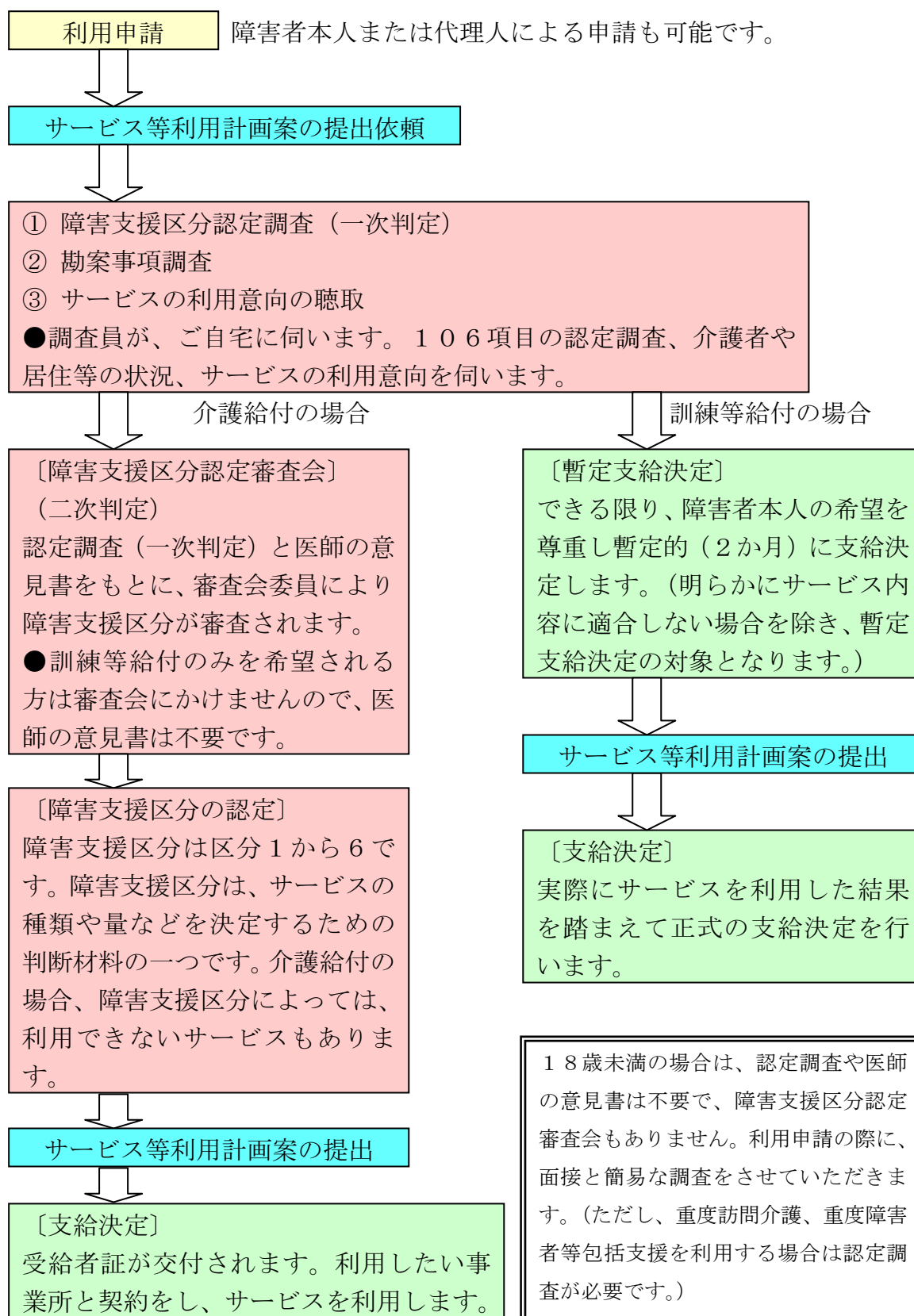
### ② 公平な負担～定率1割負担と実費負担～

サービスの利用量と所得（負担能力）に着目して、原則として利用したサービスの定率1割を負担していただきます。ただし、所得に応じてある一定金額以上の負担を求めない「月額上限」が設定されています。



## 障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）の利用手続き

### ■支給決定までの流れ（18歳以上の場合）



## 障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）の種類

「障害福祉サービス」は、障害のある人の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ個別に支給決定されます。

介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障害を有する人が外出する際、同行して移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他必要な外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	一般就労や障害福祉サービスを利用している人に、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供し、生活能力等の維持向上のための訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

## 障害支援区分により利用できるサービス

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
介護給付	居宅介護 (通院等介助を除く)	×	○	○	○	○	○	
	通院介助 (身体介護を伴う)	×	×	○ 条件あり	○ 条件あり	○ 条件あり	○ 条件あり	
	通院介助 (身体介護を伴わない)	×	○	○	○	○	○	
	重度訪問介護	×	×	×	×	○ 条件あり	○ 条件あり	○ 条件あり
	行動援護	×	×	×	○調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上。			
	重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	×	○ 条件あり
	短期入所(ショートステイ)	×	○	○	○	○	○	○
	療養介護	×	×	×	×	×	○ 条件あり	○ 条件あり
	生活介護	×	×	50歳以上は○	○	○	○	○
	施設入所支援	×			50歳以上は○	○	○	○
		自立訓練、就労移行支援併用除く						
訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)	○	○	○	○	○	○	
	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	区分認定は不要。ただし、サービスによって対象者の条件(今までの就労経験など)あり。						

※同行援護はアセスメント票の点数に基づき決定。